

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 令和8年2月24日（火）
第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。
- 開会 令和8年2月24日（火）午前9時52分
- 閉会 令和8年2月24日（火）午前10時16分
- 出席議員の氏名は次のとおりである。（9名）

1 番	山本 竜児	議員
2 番	笠松 美奈	議員
3 番	加藤 喜則	議員
4 番	谷 貞見	議員
5 番	柳瀬 理孝	議員
6 番	佐井 昭子	議員
7 番	棒引 清	議員
8 番	宮崎 繁幸	議員
9 番	永井 幸喜	議員

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

田辺市周辺衛生施設組合	真砂 充敏	管理者
田辺市周辺衛生施設組合	山本 秀平	副管理者
田辺市周辺衛生施設組合	岡本 裕文	会計管理者
事務局	早田 斉	局長
事務局	鈴木 益男	次長
事務局	亀田 史和	主任
田辺市廃棄物処理課	井澗 伴好	課長
みなべ町生活環境課	阪口 好文	課長

- 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

事務局	木下 宣明	主査
-----	-------	----

令和8年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

1 開会日時 令和8年2月24日（火）午前9時52分

2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館

3 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 1 定議案第1号
令和7年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

日程第4 1 定議案第2号
令和8年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定める
ことについて

日程第5 1 定議案第3号
令和8年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算

(開会 午前9時52分)

佐井議長

皆様、おはようございます。

少し時間が早いんですけども、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、ただいまから本日招集の令和8年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外、管理者真砂。

本日、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、格別におたり多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、清浄館は、今年で32年目を迎えることになりました。平成7年の施設稼働以降、これまで事故なく施設運営を行っており、隣接する公園「わらべの里」につきましても、現在、多くの皆様にご利用いただいております。

また、昨年12月には田辺市との連携により、当施設が地震津波指定避難所として指定されることになりました。今後も安全で住みよい生活環境を維持していくため、地域の皆様にご理解をいただきながら、適切な施設の管理運営に努めてまいります。

現在、施設延命化の方針に基づき、基幹的設備改良事業に必要な延命化計画及び循環型社会形成推進地域計画等の策定に取り組んでおります。いよいよ令和8年度には、基幹的設備改良工事に向けた発注仕様書等の作成業務を予定しております。

今後におきましても、当地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥等について、長期的に安定した処理・処分を行うことが出来るよう努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、予算に関する議案3件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます、招集にあたっての挨拶とさせていただきます。

佐井議長

それでは、お手元に配付の日程により本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、4番、谷貞視議員、

5番、柳瀬理孝議員、以上の2人の諸君を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を上程いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間と決定いたします。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐井議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

佐井議長

続いて、日程第3・1定議案第1号「令和7年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)」を上程いたします。提出者の説明を求めます。

真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外、管理者真砂。

1定議案第1号令和7年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算第1号につきましては、組合規約第12条において準用する地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、既定予算を歳入歳出それぞれ1,666万4千円増額し、歳入歳出それぞれ2億7,278万9千円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

佐井議長

続いて、補足説明を求めます。

早田斉事務局長。

早田事務局長

番外。それでは、議案第1号について補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

1定議案第1号、令和7年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,666万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,278万9千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは2ページ目をお願いいたします。

歳入歳出の補正予算内容をご説明いたします。

歳入の繰越金につきましては、既定予算で1千円としておりましたが、令和7年11月定例会で令和6年度の繰越額が1,666万5千円と確定したことから、これを施設整備基金に関する取扱要綱第2条の規定により、施設整備基金積立金へ加えるため、1,666万4千円を増額補正するものです。

今回の補正により、総務管理費は8,040万6千円となります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

佐井議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

佐井議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

佐井議長

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。1定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐井議長

意義なしと認めます。よって1定議案第1号は、可決しました。

続いて、日程第4・1定議案第2号「令和8年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」及び日程第5・1定議案第3号「令和8年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算」以上2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。

真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外、管理者真砂。

1定議案第2号令和8年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることにつきましては、予算案に基づき各市町の負担金について、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続いて、1定議案第3号令和8年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算につきましては、組合規約第12条において準用する地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ2億1,934万5千円であり、加えて債務負担の設定を行うものであります。

各議案の詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

佐井議長

続いて、補足説明を求めます。

亀田史和事務局主任。

亀田事務局主任

はい、番外。それではまず、議案第2号について補足説明いたします。すいません、座って説明させていただきます。

まず、議案書の4ページをお願いします。

1 定議案第2号令和8年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を次のとおり定めたいので、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求める。

下記の各負担金についてご説明しますので、別冊参考資料をお願いします。

始めに、負担金の算定の基礎となります収集量の比率は、令和6年度の実績に基づくものでありまして、田辺市87.42%、みなべ町12.58%であります。

次に、組合運営費負担金につきましては、歳出予算の議会費、総務費及び予備費に充当するものでありまして、負担金額3,499万9千円に対して、均等割が30%、収集量割が70%としており、田辺市2,666万7,138円、みなべ町833万1,862円であります。

次に、し尿処理費負担金につきましては、歳出予算の衛生費のうちし尿処理費に充当するものでありまして、経費見込額1億7,087万8千円に対しすべて収集量割としており、田辺市が1億4,938万1,548円、みなべ町が2,149万6,452円であります。

次に、し尿処理施設基幹的設備改良事業費負担金につきましては、歳出予算の衛生費のうち、し尿処理施設基幹的設備改良事業費に充当するものでありまして、経費見込額1,122万9千円のうち、国庫補助金分374万2千円を差し引いた額748万7千円に対して均等割5%、収集量割95%としており、田辺市640万5,054円、みなべ町108万1,946円であります。

負担金の合計額につきましては、2億1,336万4千円であります。

それでは、引き続き議案第3号の補足説明をいたします。議案書に戻りまして、5ページをお願いします。

1 定議案第3号令和8年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,934万5千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

議案書の6ページ、第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど9ページからの歳入歳出で説明させていただきます。

次の7ページの第2表債務負担行為につきまして、今回、基幹的設備改良工事期間中の脱水汚泥及び改良工事後の助燃剤を田辺市ごみ処理場に搬出する運搬用車両を購入するための費用ですが、発注から製作、納品までの工期が大幅にかかることから債務負担を行うものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、議案書の9ページをお願いします。まず各負担金につきましては、議案第2号で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

衛生費国庫補助金、し尿処理費補助金374万2千円につきましては、後ほどの歳出でご説

明いたしますが、基幹的設備改良工事に係る発注仕様書等作成委託料が循環型社会形成推進交付金の補助対象として、事業費のうち3分の1が交付されることから計上したのになります。

10ページをお願いします。施設整備基金繰入金88万7千円につきましては、基幹的設備改良事業における各市町の負担金のうち一般財源分を交付するため、施設整備基金積立金の一部を取り崩し、その分を一旦組合一般会計へ繰り入れるため計上したものです。

次に、歳出についてご説明いたしますので、12ページをお願いします。

まず、議会費18万8千円につきましては、議員報酬の他、議会運営に関する経費になります。

続いて、総務費3,605万円につきましては、「管理棟や公園の維持管理経費」及び「事務局職員4名分の人件費」並びに「施設整備基金積立金」に要する経費が主なもので、前年度より2,769万2千円減額しています。

主な内訳をご説明します。

給料1,468万1千円及び職員手当等803万1千円につきましては、事務局職員4名分の給料及び手当です。

13ページをお願いします。報償費59万3千円につきましては、敷地内及び公園周辺の除草、剪定、消毒作業に係る謝礼金です。

需用費144万6千円につきましては、管理棟及び公園等の管理における消耗品費、薬剤費、施設修繕料が主なものです。

役務費44万5千円につきましては、通信費、各種保険料が主なものです。

14ページをお願いします。委託料149万1千円につきましては、警備保障管理委託料等施設の維持管理に必要な各種委託料です。

工事請負費127万5千円につきましては、現在、公園には多くお子様連れや各小学校、幼稚園の遠足等で利用されており、更なる遊具の充実のため、公園内にブランコを設置するための費用です。

備品購入費98万円につきましては、玄関等に設置する靴箱や、事務局職員用のパソコンの購入費です。

負担金補助及び交付金89万円につきましては、基幹的設備改良事業に係る負担金のうち、各市町の一般財源分へ交付するための基幹的設備改良事業交付金が主なものです。

積立金135万円につきましては、基金積立額に係る利子見込額です。将来の施設更新等に向けた施設整備基金積立金でしたが、令和8年度から基幹的設備改良事業に活用することから、各市町から基金負担金を頂かず、利子分のみ積立てます。

15ページをお願いします。衛生費につきましては、し尿処理に要する経費で、主な内訳をご説明いたします。

需用費1億1,053万4千円のうち、消耗品費236万円につきましては、日々の水質管理や施設運転管理に係る経費で、水質検査や処理機器の消耗品費が主なものです。

光熱水費3,190万円につきましては、施設運転に係る電気代と水道代です。

薬剤費2,100万円につきましては、し尿処理に係る薬品類の購入に要する経費です。

施設修繕料4,100万円につきましては、主に施設の定期修繕にかかる経費です。対象とする設備機器につきましては、長期整備計画に基づくとともに、設備機器の状態を確認して選定しております。

施設燃料費1,400万円につきましては、脱水汚泥等の焼却に必要なA重油の購入費です。役務費124万5千円につきましては、各種の法定検査手数料が主なものです。

委託料5,909万9千円につきましては、施設の運転管理業務などし尿処理に必要な業務委託の関連費用です。主な業務をご説明いたします。

貯留槽等清掃業務委託料465万3千円につきましては、貯留槽等に堆積する砂・砂利等を取り除くことでポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年3回行うもので、清掃・運搬・処理を含めた経費です。

施設運転管理業務委託料5,170万円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託する経費です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・設備機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務になります。

焼却灰等運搬処理業務委託料66万円につきましては、脱水汚泥等を焼却した灰を最終処分場へ運搬するための経費です。

次のし尿処理施設基幹的設備改良事業費、発注仕様書等作成委託料1,122万9千円につきましては、令和9年度から3箇年で実施予定の基幹的設備改良工事を行うための発注仕様書の作成と、改良工事により放流河川の水質を評価する生活環境影響調査を行います。

衛生費合計は1億8,210万7千円で、前年度より908万6千円減少しています。

16ページをお願いします。予備費につきましては、100万円を計上しております。

17ページから20ページには、給与費明細書を記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承ください。

21ページには、債務負担行為に関する調書を記載しています。これは、先ほど第2表債務負担行為で説明いたしました、清掃用車両購入費に係るものであります。

以上でございます。よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

佐井議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより、質疑に入ります。一括して質疑はありませんか。

3 番加藤議員

議長。

佐井議長

3 番加藤喜則議員。

3 番加藤議員

はい。一般会計予算の14ページにあります、先ほどの公園整備工事費についてお伺いします。

ブランコを設置されるとのことですが、こういった形のものなのか、

例えば合理的配慮されたものなのか。小さなお子さんもありますし、いわゆる障害児が利用可能性もある。いわゆるインクルーシブル遊具とか設置されるのかどうなのか、お伺いします。

佐井議長

3番加藤議員の質疑に対する答弁を求めます。早田斉事務局長。

早田事務局長

はい。番外、早田。

ブランコですけれども、今の公園に整備しているのは、一応就学前の児童ということでインクルーシブの対応もしているものもございます。

今回の設置させていただくブランコにつきましては、一応想定では2基を対象としておりまして、一つはバスケット型の、保護者の方が乗せるようなものを計画しております。もう一つにつきましても、出来るだけ対象者の低い年齢の方を対象としたようなものを、全く同じものではないですけれども、そういった考え方で設置は考えております。

佐井議長

よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

佐井議長

それでは質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

佐井議長

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております2件について順次採決に入ります。

それでは、1定議案第2号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐井議長

異議なしと認めます。

よって、1定議案第2号は可決いたしました。

続いて、1定議案第3号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐井議長

異議なしと認めます。よって1定議案第3号は、可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言、その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐井議長

それではこれをもちまして、本日招集の令和8年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

(午前10時16分)